



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*71 和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例 (総務学事課)
- \*72 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- \*73 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*74 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)
- \*75 和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例 (環境生活総務課)
- \*76 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課)
- \*77 和歌山県新技術創出推進条例 (産業振興課)
- \*78 和歌山県立体育館設置および管理条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- \*79 和歌山県立武道館設置および管理条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*80 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例

##### 1 条例概要

経済的理由により修学困難な高等学校等に在学する生徒の教育機会の確保に資するため、和歌山県高等学校等修学支援対策基金を設置しました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

職員の退職手当について、支給制限及び返納の制度を拡充するとともに、規定の整備を行いました。

##### 2 施行期日

平成 21 年 1 月 1 日から施行します。

#### ◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

船員保険法の一部改正に伴い、地方公務員である船員のうち非常勤の職員を公務災害補償の対象としました。(第 2 条、第 16 条関係)

##### 2 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行します。

#### ◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

次の法令に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、自然公園法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第 2 条関係)

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律
- (2) 水道法
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律

- (4) 屋外広告物法
- (5) 土地区画整理法、土地区画整理法施行令
- (6) 都市再開発法、都市再開発法施行令
- (7) 住宅地区改良法
- (8) 租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律
- (9) 宅地造成等規制法、宅地造成等規制法施行規則
- (10) 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (12) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- (13) 火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則
- (14) 高圧ガス保安法
- (15) 電気用品安全法、電気用品安全法施行令
- (16) 国土利用計画法
- (17) 騒音規制法
- (18) 悪臭防止法
- (19) 振動規制法
- (20) 環境基本法
- (21) 化製場等に関する法律
- (22) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令
- (23) 戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則
- (24) 身体障害者福祉法
- (25) 知的障害者福祉法
- (26) 計量法
- (27) 商工会議所法、商工会議所法施行令
- (28) 商工会法
- (29) 家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令
- (30) 消費生活用製品安全法、消費生活用製品安全法施行令
- (31) 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行令
- (32) 工場立地法
- (33) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律
- (34) 農業振興地域の整備に関する法律
- (35) 森林法
- (36) 公有地の拡大の推進に関する法律
- (37) 砂利採取法
- (38) 採石法
- (39) 浄化槽法
- (40) 駐車場法
- (41) 流通業務市街地の整備に関する法律
- (42) 都市緑地法
- (43) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
- (44) 被災市街地復興特別措置法
- (45) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

法律施行令

- (46) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
- (47) 高齢者の居住の安定確保に関する法律
- (48) マンションの建替えの円滑化等に関する法律、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令
- (49) 介護保険法、介護保険法施行規則
- (50) 社会福祉法
- (51) 児童福祉法
- (52) 母子保健法
- (53) 老人福祉法
- (54) 毒物及び劇物取締法
- (55) 薬事法、薬事法施行令
- (56) 農地法、農地法施行令、農地法施行規則

2 施行期日

次に定める日から施行します。

- (1) 1の(1)～(48)に係るもの及び規定の整備 平成22年4月1日
- (2) 1の(49)～(56)に係るもの 平成23年4月1日

◇和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

地球温暖化その他の環境問題に対する地域の取組を推進するため、和歌山県地域グリーンニューディール基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県毒物劇物取扱者試験委員を設置しました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県新技術創出推進条例

1 条例概要

新技術の創出の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、大学等、支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立体育館設置および管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立体育館の管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その指定の手続、利用料金の上限等を定めました。

2 施行期日

平成22年4月1日から施行します。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県立武道館設置および管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立武道館の管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その指定の手続、利用料金の上限等を定めました。

## 2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行します。

## ◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

主な内容は次のとおりです。

- (1) 化製場等に関する法律の施行に関する事務等を市町村に移譲すること等に伴う規定の整備を行いました。(別表第 1、別表第 3 関係)
- (2) 銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査等の手数料の額の改定等を行いました。(別表第 2 関係)
- (3) 土壤汚染対策法の一部改正に伴う準備行為としての汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 関係)

## 2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の改正はそれぞれに定める日から施行します。

- (1) 1 の (2) 平成 21 年 12 月 4 日
- (2) 1 の (3) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第 1 項ただし書に規定する日又は公布の日のいずれか遅い日

---

**条 例**

---

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 71 号**

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 経済的理由により修学困難な高等学校等に在学する生徒の教育機会の確保に資するため、和歌山県高等学校等修学支援対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために実施する次の事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

- (1) 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒の授業料減免措置に係る補助事業
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒に係る奨学金事業  
(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 7 2 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第 2 条の 2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第 3 条第 2 項中「退職した者」の次に「（第 15 条第 1 項各号に掲げる者を含む。）」を加え、「同項の

規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第 5 条の 2 第 2 項中「第 10 条の 2 第 4 項、第 11 条第 3 項又は第 16 条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第 11 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第 8 条第 7 項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第 15 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第 12 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第 11 号中「第 10 条の 2 第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同項第 12 号中「第 10 条の 2 第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同項第 13 号中「第 10 条の 2 第 3 項第 1 号」を「第 11 条第 3 項第 1 号」に改め、同項第 14 号中「第 10 条の 2 第 3 項第 2 号」を「第 11 条第 3 項第 2 号」に改め、同項第 15 号中「第 10 条の 2 第 3 項第 3 号」を「第 11 条第 3 項第 3 号」に改め、同項第 16 号中「第 10 条の 2 第 3 項第 4 号」を「第 11 条第 3 項第 4 号」に改め、同項第 17 号中「第 10 条の 2 第 3 項第 5 号」を「第 11 条第 3 項第 5 号」に改め、同項第 18 号中「第 10 条の 2 第 3 項第 6 号」を「第 11 条第 3 項第 6 号」に改める。

第 6 条を削り、第 5 条の 5 を第 6 条とし、第 5 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（公務又は通勤によることの認定の基準）

第 5 条の 5 任命権者は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

第 7 条の 4 第 4 項第 1 号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が 5 年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

第 7 条の 4 第 4 項に次の 3 号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第 1 号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が 9 年以下のもの 零

第 7 条の 4 第 5 項中「本条」を「この条」に改める。

第 7 条の 5 第 1 項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。

第 8 条第 3 項中「第 11 条第 1 項各号」を「第 15 条第 1 項各号」に改め、同条第 5 項中「本項」を「この項」に改め、同項第 1 号中「第 16 条」を「第 22 条第 2 項」に改める。

第 11 条を削る。

第10条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、同条を第11条とする。

第13条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改め、同条第17項中「本条」を「この条」に改める。

第14条を次のように改める。

（定義）

第14条 この条から第21条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び次条から第20条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び次条から第20条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

第14条の2を削る。

第15条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
  - (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
  - 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在がわからないときは、当該処分の内容を和歌山県報に登載することをもって通知に代えることができる。こ

の場合においては、その登載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第17条中「及び第57条に規定する者に係る部分」を「各号に掲げる職にある者、同法第57条の単純な労務に雇用される者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に掲げる職員に係る部分（第21条の規定により人事委員会の権限に属せられた部分を除く。）」に改め、同条を第23条とする。

第16条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第16条に次の2項を加える。

- 3 職員が第11条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第16条を第22条とする。

第15条の2及び第15条の3を削り、第15条の次に次の6条を加える。

（退職手当の支払の差止め）

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と

- なる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものを用いる。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
  - 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
  - 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
    - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
    - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合
    - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合
  - 6 第 3 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第 2 項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
  - 7 前 2 項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 8 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第 13 条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
  - 9 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡

した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第 3 項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第 13 条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 17 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 15 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第 15 条第 1 項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 和歌山県行政手続条例（平成 7 年和歌山県条例第 52 号）第 3 章第 2 節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第 1 項又は第 2 項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
  - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 和歌山県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第19条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第15条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 和歌山県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等

の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に第 18 条第 5 項又は前条第 3 項において準用する和歌山県行政手続条例第 15 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第 16 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 18 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 18 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に

相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第15条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した又は取得する見込みである財産の額並びに当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第15条第 2 項並びに第18条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項から第 5 項までの規定による処分について準用する。
- 8 和歌山県行政手続条例第 3 章第 2 節の規定は、前項において準用する第18条第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会への諮問）

- 第21条 退職手当管理機関は、第17条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）若しくは第 2 項、第18条第 1 項、第19条第 1 項又は前条第 1 項から第 5 項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。
- 2 人事委員会は、第17条第 2 項、第19条第 1 項又は前条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
  - 3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査を行うことができる。
  - 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

付則第 3 項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。

付則第 9 項中「本項」を「この項」に改める。

付則第10項中「第16条」を「第22条第 2 項」に改める。

付則第13項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。

付則第16項中「第16条」を「第22条第 2 項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第72号。附則第20項において「条例第72号」という。）の規定による改正前の第16条」

に改める。

付則第19項中「第14条」を「第2条の2第1項から第3項まで」に改める。

付則第20項中「第16条」を「第22条第2項若しくは条例第72号の規定による改正前の第16条」に改める。

付則第30項中「退職した者を」を「退職した者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「および第10条の2」を「、第11条ならびに第22条第3項および第4項」に改める。

付則第4項中「第3条第1項（傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者にかかる退職手当に関する部分を除く。）」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

付則第6項及び第12項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成3年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第6条」を「第5条の5」に改める。

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第3項中「第10条の2第1項」を「第11条第1項」に改める。

（和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部改正）

6 和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例（昭和42年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第14条」を「第2条の2」に改める。

（和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例の一部改正）

7 和歌山県職員の賞じゅつ金に関する条例（昭和46年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第14条」を「第2条の2」に改める。

---

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 7 3 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

---

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 7 4 号**

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 3 の項中「各市」を「各市町村」に改め、同表 4 の項(1)を次のように改める。

(1) 法第32条の規定による確認

第 2 条の表 4 の項(3)中「第39条第 3 項」を「第39条第 2 項及び第 3 項」に改め、同項(3)を同項(6)とし、同項(2)中「((1)に係るものに限る。）」を削り、同項(2)を同項(5)とし、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 法第33条第 3 項の規定による届出の受理及び同条第 5 項の規定による通知

(3) 法第34条第 1 項において準用する法第13条第 1 項及び第24条の 3 第 2 項の規定による届出の受理

(4) 法第36条第 1 項の規定による指示、同条第 2 項の規定による警告及び勧告並びに同条第 3 項の規定による指示

第 2 条の表 4 の項中「白浜町」を「各市町村（和歌山市を除く。）」に改め、同表中 6 の項を削り、

7 の項を 6 の項とし、8 の項の前に次のように加える。

7 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。次項において「法」という。）第36条第1項の規定による通報の受理及び同条第2項の規定による動物の死体の収容	各市町村（和歌山市を除く。）
--	----------------

第2条の表8の項(2)から(6)までを次のように改める。

- (2) 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録及び法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (3) 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否及び法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (4) 法第13条第1項の規定による登録の更新
- (5) 法第14条第1項及び第2項の規定による届出の受理
- (6) 法第15条の規定による閲覧に関する事務

第2条の表8の項中(12)及び(13)を削り、(11)を(13)とし、(7)から(10)までを(9)から(12)までとし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 法第16条第1項の規定による届出の受理
- (8) 法第17条の規定による登録の抹消

第2条の表8の項(14)を次のように改める。

- (14) 法第27条第2項（法第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加

第2条の表8の項(26)中「(25)」を「(27)」に改め、同項中(26)を(28)とし、(15)から(25)までを(17)から(27)までとし、(14)の次に次のように加える。

- (15) 法第28条第1項の規定による許可及び同条第3項の規定による届出の受理
- (16) 法第29条の規定による許可の取消し

第2条の表10の項(1)中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項(2)中「第13条第3項、第14条第3項及び第24条第3項」を「第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項」に改め、同項(3)中「第13条第6項」を「第20条第6項」に、「第14条第6項」を「第21条第6項」に、「第24条第6項」を「第22条第6項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項(4)中「第56条第1項（法第66条第2項）」を「第68条第1項（法第79条第2項）」に改め、同項(5)中「第56条第3項（法第66条第2項）」を「第68条第3項（法第79条第2項）」に改め、同表31の項中「昭和24年法律第189号」の次に「。以下この項において「法」という。」を加え、同項(1)中「同法」を「法」に、「実施及び」を「実施、同条第3項の規定による措置の実施及び費用の徴収並びに」に改め、同項(2)中「同法」を「法」に改め、同項(7)中「(条例)」を「(同条第3項及び条例)」に、「同条第3項」を「条例第9条第3項」に改め、同表32の項を次のように改める。

32 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第4条第1項の規定による認可
- (2) 法第9条第3項（法第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び法第9条第3項（法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付
- (3) 法第10条第1項の規定による認可
- (4) 法第11条第4項の規定による認可、同条第7項の規定による届出の受理及び同条第8項の規定による公告
- (5) 法第13条第1項及び第14条第1項から第3項までの規定による認可
- (6) 法第20条第1項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に関する事務、法第20条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理、法第20条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知並びに法第20条第5項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
- (7) 法第21条第3項の規定による公告及び図書の送付並びに同条第4項の規定による公告
- (8) 法第28条第8項の規定による事業報告書等の受理
- (9) 法第29条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による公告
- (10) 法第39条第1項の規定による認可、同条第4項の規定による公告及び図書の送付並びに同条第5項の規定による公告
- (11) 法第45条第2項の規定による認可及び同条第5項の規定による公告
- (12) 法第48条の2第3項の規定による意見及び調査の囑託に関する事務並びに同条第4項の規定による意見の陳述
- (13) 法第49条の規定による承認
- (14) 法第51条の2第1項の規定による認可
- (15) 法第51条の8第1項（法第51条の10第2項において準用する場

各市町村（和歌山市を除く。）

- 合を含む。)の規定による縦覧に関する事務、法第51条の8第2項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理、法第51条の8第3項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査、命令及び通知並びに法第51条の8第5項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定による申告の受理
- (16) 法第51条の9第3項(法第51条の10第2項、第51条の11第2項及び第51条の13第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び法第51条の9第3項(法第51条の10第2項及び第51条の11第2項において準用する場合を含む。)の規定による図書の送付
- (17) 法第51条の10第1項、第51条の11第1項及び第51条の13第1項の規定による認可
- (18) 法第76条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による意見の聴取、同条第3項の規定による条件の付加、同条第4項の規定による命令並びに同条第5項の規定による措置の実施及び公告
- (19) 法第86条第1項及び第97条第1項の規定による認可(個人施行者、組合及び区画整理会社に係るものに限る。)
- (20) 法第103条第3項の規定による届出の受理及び同条第4項の規定による公告(個人施行者、組合及び区画整理会社に係るものに限る。)
- (21) 法第124条第1項の規定による検査及び命令、同条第2項の規定による認可の取消し並びに同条第3項の規定による公告
- (22) 法第125条第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し、同条第5項の規定による総会の招集、同条第6項の規定による投票の実施並びに同条第7項の規定による議決等の取消し
- (23) 法第125条の2第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し並びに同条第5項の規定による公告
- (24) 法第136条の規定による意見の聴取(個人施行者、組合及び区画整理会社に係るものに限る。)
- (25) 施行令第16条第2項の規定による解任投票所等の決定及び公告
- (26) 施行令第16条第3項において準用する施行令第11条第4項、第6項及び第8項から第11項までの規定による職員の指名
- (27) 施行令第16条第3項において準用する施行令第12条第1項の規

<p>定による公告</p> <p>(28) 施行令第16条第3項において準用する施行令第13条第1項の規定による職員の指名及び同条第2項の規定による解任投票録の保存</p> <p>(29) 施行令第16条第3項において準用する施行令第14条第1項の規定による異議の受理並びに同条第2項の規定による異議に対する決定及び公告</p> <p>(30) 施行令第57条第3項第4号の規定による認定</p>	
--	--

第2条の表33の項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項(2)及び(3)中「代執行」を「措置の実施」に改め、同表中37の項を削り、36の項を37の項とし、同表35の項中「附加」を「付加」に、「代執行」を「措置の実施」に、「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表36の項とし、同表中34の項を35の項とし、33の項の次に次のように加える。

<p>34 法及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条の9第1項の規定による認可</p> <p>(2) 法第7条の15第1項（法第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び法第7条の15第1項（法第7条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付</p> <p>(3) 法第7条の16第1項の規定による認可</p> <p>(4) 法第7条の17第4項の規定による認可、同条第7項の規定による届出の受理及び同条第8項の規定による公告</p> <p>(5) 法第7条の19第1項の規定による承認</p> <p>(6) 法第7条の20第1項及び第11条第1項から第3項までの規定による認可</p> <p>(7) 法第16条第1項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に関する事務、法第16条第2項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理、法第16条第3項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知並びに法第16条第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の</p>	<p>和歌山市</p>
--	-------------

## 規定による申告の受理

- (8) 法第19条第1項及び第2項（法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (9) 法第27条第4項第3号の規定による報告の受理及び同条第8項の規定による事業報告書等の受理
- (10) 法第28条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による公告
- (11) 法第38条第1項の規定による認可
- (12) 法第45条第4項の規定による認可及び同条第6項の規定による公告
- (13) 法第48条の2第3項の規定による意見及び調査の囑託に関する事務並びに同条第4項の規定による意見の陳述
- (14) 法第49条の規定による承認
- (15) 法第50条の2第1項の規定による認可
- (16) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び法第50条の8第1項（法第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付
- (17) 法第50条の9第1項及び第50条の12第1項の規定による認可
- (18) 法第50条の14第1項の規定による承認
- (19) 法第50条の15第1項の規定による認可
- (20) 法第72条第1項の規定による認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (21) 法第99条の3第3項の規定による承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (22) 法第112条の規定による決定
- (23) 法第113条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (24) 法第114条本文（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の実施
- (25) 法第117条第1項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (26) 法第118条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可（再開発会社に係るものに限る。）
- (27) 法第118条の30第1項の規定による決定

<p>(28) 法第124条第3項の規定による命令</p> <p>(29) 法第124条の2第1項の規定による検査及び命令、同条第2項の規定による認可の取消し並びに同条第3項の規定による公告</p> <p>(30) 法第125条第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し、同条第5項の規定による総会の招集、同条第6項の規定による投票の実施並びに同条第7項の規定による議決等の取消し</p> <p>(31) 法第125条の2第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し及び同条第5項の規定による公告</p> <p>(32) 法第133条第1項の規定による認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）</p> <p>(33) 施行令第4条の2第3項の規定による承認</p> <p>(34) 施行令第18条第2項の規定による解任投票所等の決定及び公告</p> <p>(35) 施行令第18条第3項において準用する施行令第13条第4項の規定による書面の受理及び同条第8項から第11項までの規定による職員の指名</p> <p>(36) 施行令第18条第3項において準用する施行令第14条第1項の規定による公告</p> <p>(37) 施行令第18条第3項において準用する施行令第15条第1項の規定による職員の指名及び同条第2項の規定による解任投票録の保存</p> <p>(38) 施行令第18条第3項において準用する施行令第16条第1項の規定による異議の受理並びに同条第2項の規定による異議に対する決定及び公告</p>	
---	--

第2条の表39の項を削り、同表38の項中「以下」の次に「この項において」を加え、「に係る知事に提出すべき申請書の受理」を削り、同項を同表39の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>38 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ及び第6号、第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ、第62条の3第4項第15号ハ及び第16号ニ、第63条第3項第5号イ及び第6号並びに第68条の69第3項第5号イ及び第6号の規定による認定</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
---	-----------------------

第2条の表42の項を削り、同表41の項中「以下」の次に「この項及び44の項において」を加え、同項(1)中「第29条、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書及び第43条第1項」を「第29条第2項」

に改め、同項(2)を次のように改める。

- (2) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る知事に提出すべき書面の受理

第2条の表41の項(3)中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項本文」に改め、同項(4)から(11)までを次のように改める。

- (4) 法第36条第1項の規定による知事に対して行うべき届出の受理
- (5) 法第37条第1号の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (6) 法第38条の規定による知事に対して行うべき届出の受理
- (7) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (8) 法第42条第1項ただし書の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理及び同条第2項の規定による協議に係る知事に提出すべき書面の受理
- (9) 法第45条の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (10) 施行規則第60条の規定による書面の交付に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

第2条の表41の項(12)を削り、同項中「和歌山市」の次に「及び法第4条第2項に規定する都市計画区域が指定された市町村」を加え、同項を同表42の項とし、同表40の項中「次項」を「この項から44の項まで」に改め、「許可」の次に「及び同条第2項において準用する法第42条第2項の規定による協議」を加え、同項を同表41の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>40 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第1項の規定による指定並びに同条第3項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び報告</li> <li>(2) 法第4条第1項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入り及び法第4条第2項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知</li> <li>(3) 法第5条第1項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による試堀等の許可及び意見を述べる機会の付与並びに法第5条第3項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による障害物の伐除及び通知</li> <li>(4) 法第8条第1項本文の規定による許可及び同条第3項（法第12</li> </ul>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
--	-----------------------

条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による条件の付加

- (5) 法第11条（法第12条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- (6) 法第12条第 1 項の規定による許可及び同条第 2 項の規定による届出の受理
- (7) 法第13条第 1 項の規定による検査及び同条第 2 項の規定による検査済証の交付
- (8) 法第14条第 1 項の規定による許可の取消し、同条第 2 項の規定による命令、同条第 3 項の規定による使用の禁止及び制限並びに命令、同条第 4 項の規定による命令並びに同条第 5 項（法第17条第 3 項及び第22条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告
- (9) 法第15条の規定による届出の受理
- (10) 法第16条第 2 項の規定による勧告
- (11) 法第17条第 1 項及び第 2 項の規定による命令
- (12) 法第18条第 1 項（法第23条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査
- (13) 法第19条（法第23条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収
- (14) 法第20条第 1 項の規定による指定及び同条第 2 項の規定による指定の解除
- (15) 法第21条第 2 項の規定による勧告
- (16) 法第22条第 1 項及び第 2 項の規定による命令
- (17) 施行規則第30条の規定による書面の交付

第 2 条の表中47の項を50の項とし、46の項を49の項とし、同表45の項中「(5)から(12)まで」を「(5)から(13)まで」に改め、同項(2)中「第41条第 1 項」を「第41条第 1 項本文」に改め、同項(4)中「第53条第 1 項」を「第53条第 1 項本文」に改め、同項(6)を削り、同項(5)中「第75条第 1 項及び第 2 項」を「第75条」に、「並びに第115条の 5 第 1 項及び第 2 項」を「及び第115条の 5」に改め、同項(5)を同項(6)とし、同項(4)の次に次のように加える。

- (5) 法第70条の 2 第 1 項（法第115条の11において準用する場合を含む。）及び第86条の 2 第 1 項の規定による指定の更新

第 2 条の表45の項(7)中「第115条の 7 第 1 項」を「第115条の 8 第 1 項」に改め、同項(8)中「第115条の 7 第 2 項」を「第115条の 8 第 2 項」に改め、同項(9)中「第115条の 7 第 3 項」を「第115条の 8 第 3 項」に改め、同項(10)中「第115条の 7 第 4 項」を「第115条の 8 第 4 項」に改め、同項(12)中「第11

5 条の 9」を「第 115 条の 10」に改め、同項(12)を同項(13)とし、同項(11)中「第 115 条の 8 第 1 項」を「第 115 条の 9 第 1 項」に改め、同項(11)を同項(12)とし、同項(10)の次に次のように加える。

(11) 法第 76 条の 2 第 5 項、第 77 条第 2 項、第 91 条の 2 第 5 項、第 92 条第 2 項、第 115 条の 8 第 5 項及び第 115 条の 9 第 2 項の規定による通知の受理

第 2 条の表 45 の項を同表 48 の項とし、同表 44 の項中「及び次項」を削り、「、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事務にあつては、(3)の届出に係るものに限る」を「から(18)まで、(20)から(22)まで及び(31)から(37)までに掲げる事務にあつては、2 以上の市町村の区域内に販売所を設置する液化石油ガス販売事業者が行う液化石油ガス販売事業及び 2 以上の市町村の区域内に事業所を設置する保安機関が行う保安業務に係るものを除く」に改め、同項(1)から(6)までを次のように改める。

(1) 法第 3 条第 1 項の規定による登録

(2) 法第 3 条の 2 第 1 項の規定による登録、同条第 2 項の規定による通知並びに同条第 3 項の規定による謄本の交付及び閲覧に関する事務

(3) 法第 4 条第 1 項の規定による登録の拒否及び同条第 2 項の規定による通知

(4) 法第 6 条、第 8 条及び第 10 条第 3 項（法第 35 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

(5) 法第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 16 条第 3 項及び第 16 条の 2 第 2 項の規定による命令

(6) 法第 19 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定による届出の受理

第 2 条の表 44 の項に次のように加える。

(7) 法第 22 条の規定による命令

(8) 法第 23 条（法第 35 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

(9) 法第 25 条の規定による登録の取消し

(10) 法第 26 条の規定による登録の取消し及び命令

(11) 法第 26 条の 2 の規定による登録の消除

(12) 法第 29 条第 1 項の規定による認定

(13) 法第 32 条第 1 項の規定による認定の更新

(14) 法第 33 条第 1 項の規定による認可及び同条第 2 項の規定による届出の受理

(15) 法第 34 条第 3 項の規定による命令

(16) 法第 35 条第 1 項の規定による認可及び同条第 3 項の規定による命令

(17) 法第 35 条の 2 の規定による命令

(18) 法第 35 条の 3 の規定による認定の取消し

(19) 法第 35 条の 5 の規定による命令

(20) 法第 35 条の 6 第 1 項の規定による認定

(21) 法第 35 条の 7 の規定による報告の受理

(22) 法第 35 条の 10 第 1 項の規定による認定の取消し並びに同条第 2 項の規定による催告及び認定の取消し

(23) 法第 36 条第 1 項の規定による許可

- (24) 法第37条の2第1項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可及び法第37条の2第2項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
  - (25) 法第37条の3第1項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による完成検査、法第37条の3第1項ただし書（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び法第37条の3第2項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
  - (26) 法第37条の4第1項の規定による許可
  - (27) 法第37条の5第3項の規定による命令
  - (28) 法第37条の6第1項の規定による保安検査、同項ただし書の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による報告の受理
  - (29) 法第37条の7第1項の規定による許可の取消し及び命令並びに同条第2項の規定による通知
  - (30) 法第38条の3及び第38条の10の規定による届出の受理
  - (31) 法第82条第1項及び第2項の規定による報告の徴収
  - (32) 法第83条第3項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同条第4項の規定による立入検査及び質問
  - (33) 法第83条の2第1項の規定による命令
  - (34) 法第84条第1項の規定による条件の付加（(12)及び(20)の認定、(13)の認定の更新、(14)及び(16)の認可並びに(23)、(24)及び(26)の許可に係るものに限る。）
  - (35) 法第87条第1項の規定による通報及び同条第2項の規定による要請の受理
  - (36) 法第88条第2項（第1号及び第1号の2に係る部分に限る。）の規定による公示
  - (37) 法第90条第1項の規定による聴聞（(10)の命令に係るものに限る。）
- 第2条の表中44の項を47の項とし、43の項を46の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>43 法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項及び次項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第53条第1項の規定による許可</li> <li>(2) 法第53条第2項において準用する法第42条第2項の規定による協議</li> <li>(3) 法第79条の規定による条件の付加（(1)の許可に係るものに限る。）</li> <li>(4) 法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（(1)の許可に係るものに限る。）</li> <li>(5) 法第81条第1項の規定による許可の取消し等及び命令、同条第2項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第3項の規定に</li> </ul>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
---	-----------------------

<p>よる公示 ((1)の許可に係るものに限る。)</p> <p>(6) 法第82条第 1 項の規定による立入検査 ((5)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) 施行令第42条第 3 項の規定による掲示 ((5)の公告に係るものに限る。)</p>	
<p>44 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第29条第 1 項及び第 2 項の規定による許可</p> <p>(2) 法第34条の 2 第 1 項 (法第35条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による協議</p> <p>(3) 法第35条の 2 第 1 項本文の規定による許可及び同条第 3 項の規定による届出の受理</p> <p>(4) 法第36条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第 3 項の規定による公告</p> <p>(5) 法第37条第 1 号の規定による認定</p> <p>(6) 法第38条の規定による届出の受理</p> <p>(7) 法第41条第 1 項 (法第34条の 2 第 2 項及び第35条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による制限及び法第41条第 2 項ただし書 (法第34条の 2 第 2 項及び第35条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による許可</p> <p>(8) 法第42条第 1 項ただし書の規定による許可及び同条第 2 項の規定による協議</p> <p>(9) 法第43条第 1 項の規定による許可及び同条第 3 項の規定による協議</p> <p>(10) 法第45条の規定による承認</p> <p>(11) 法第46条の規定による登録簿の調製及び保管</p> <p>(12) 法第47条第 5 項 (法第34条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による登録簿の閲覧に関する事務及び写しの交付</p> <p>(13) 法第79条の規定による条件の付加 ((1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに(10)の承認に係るものに限る。)</p> <p>(14) 法第80条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言 ((1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに(10)の承認に係るものに限る。)</p> <p>(15) 法第81条第 1 項の規定による許可の取消し等及び命令、同条第 2 項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第 3 項の規定による公示 ((1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに(10)の承認に係る</p>	<p>各市町村 (和歌山市及び法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域が指定されていない市町村を除く。)</p>

<p>ものに限る。)</p> <p>(16) 法第82条第1項の規定による立入検査 ((15)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(17) 施行令第42条第3項の規定による掲示 ((15)の公告に係るものに限る。)</p> <p>(18) 施行規則第31条の規定による公告の方法の決定</p> <p>(19) 施行規則第37条の規定による登録簿の閉鎖</p> <p>(20) 施行規則第38条第1項の規定による閲覧所の設置並びに同条第2項の規定による閲覧規則の制定及び告示</p>	
<p>45 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条第1項本文及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による命令</p> <p>(2) 法第17条第1項及び第18条第1項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(3) 法第53条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。)</p>

第2条の表に次のように加える。

<p>51 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下この項において「施行令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条及び第5条の規定による許可</p> <p>(2) 法第8条の規定による許可の取消し</p> <p>(3) 法第9条第3項の規定による命令</p> <p>(4) 法第10条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 法第11条第3項の規定による命令</p> <p>(6) 法第12条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(7) 法第12条の2第2項の規定による届出の受理</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。)</p>
---	-----------------------

- (8) 法第13条ただし書の規定による許可
- (9) 法第14条第2項の規定による命令
- (10) 法第15条第1項の規定による完成検査、同項ただし書の規定による届出の受理、同条第2項の規定による完成検査、同項各号の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による報告の受理
- (11) 法第16条の規定による届出の受理
- (12) 法第17条第1項の規定による許可、同条第3項の規定による許可の取消し、同条第4項の規定による譲渡許可証等の交付、同条第6項の規定による譲渡許可証等の有効期間の決定、同条第7項の規定による譲渡許可証等の書換え及び同条第8項の規定による譲渡許可証等の再交付
- (13) 法第24条第1項の規定による許可及び同条第3項の規定による届出の受理
- (14) 法第25条第1項の規定による許可及び同条第3項の規定による許可の取消し
- (15) 法第27条第1項の規定による許可
- (16) 法第28条第1項の規定による認可、同条第2項の規定による届出の受理及び同条第4項の規定による命令
- (17) 法第29条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認可及び同条第4項の規定による指定
- (18) 法第30条第3項及び第33条第2項の規定による届出の受理
- (19) 法第34条の規定による命令
- (20) 法第35条第1項の規定による保安検査、同項各号の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による報告の受理
- (21) 法第35条の2第2項の規定による届出の受理、同条第3項の規定による報告の受理及び同条第4項の規定による立合い
- (22) 法第36条第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による命令
- (23) 法第42条の規定による報告の徴収
- (24) 法第43条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
- (25) 法第44条の規定による許可の取消し及び命令
- (26) 法第45条の規定による措置の実施
- (27) 法第45条の3の10の規定による届出の受理
- (28) 法第46条第2項の規定による報告の徴収
- (29) 法第47条の規定による指示
- (30) 法第48条の規定による条件の付加

- (31) 法第52条第1項の規定による意見の聴取、同条第2項の規定による通報、同条第4項の規定による要請の受理、同条第5項の規定による通報の受理及び同条第6項の規定による報告
- (32) 法第54条第1項の規定による聴聞
- (33) 施行令第2条の規定による譲渡許可証等の返納の受理
- (34) 施行規則第41条第2項の規定による完成検査証の交付
- (35) 施行規則第44条の2第4項の規定による保安検査証の交付
- (36) 施行規則第81条の14の規定による報告書及び届出書の受理（同条の表第3号、第6号及び第13号に係るものを除く。）

52 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所並びに2以上の市町村の区域にわたって設置する事業所、貯蔵所及び販売所に係るものを除く。）

各市町村（和歌山市を除く。）

- (1) 法第5条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による届出の受理
- (2) 法第9条の規定による許可の取消し
- (3) 法第10条第2項及び第10条の2第2項（法第24条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- (4) 法第11条第3項及び第12条第3項の規定による命令
- (5) 法第14条第1項の規定による許可並びに同条第2項及び第4項の規定による届出の受理
- (6) 法第15条第2項の規定による命令
- (7) 法第16条第1項の規定による許可
- (8) 法第17条第2項及び第17条の2第1項の規定による届出の受理
- (9) 法第18条第3項の規定による命令
- (10) 法第19条第1項の規定による許可並びに同条第2項及び第4項の規定による届出の受理
- (11) 法第20条第1項の規定による完成検査、同項ただし書の規定による届出の受理、同条第3項の規定による完成検査、同項各号の規定による届出の受理及び同条第4項の規定による報告の受理
- (12) 法第20条の4及び第20条の4の2第2項の規定による届出の受理
- (13) 法第20条の5第2項の規定による勧告及び同条第3項の規定による公表

- (14) 法第20条の6第2項の規定による命令
- (15) 法第20条の7及び第21条の規定による届出の受理
- (16) 法第22条第1項の規定による輸入検査、同項第1号の規定による届出の受理、同条第2項の規定による報告の受理及び同条第3項の規定による命令
- (17) 法第24条の2第1項の規定による届出の受理
- (18) 法第24条の3第3項の規定による命令
- (19) 法第24条の4の規定による届出の受理
- (20) 法第26条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による命令並びに同条第4項の規定による命令及び勧告
- (21) 法第27条第2項の規定による命令及び同条第5項の規定による勧告
- (22) 法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）及び第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- (23) 法第34条の規定による命令
- (24) 法第35条第1項の規定による保安検査、同項各号の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による報告の受理
- (25) 法第36条第2項の規定による届出の受理
- (26) 法第38条第1項の規定による許可の取消し及び命令並びに同条第2項の規定による命令
- (27) 法第39条の規定による措置の実施
- (28) 法第39条の11の規定による届出の受理
- (29) 法第41条第2項の規定による命令
- (30) 法第44条第1項の規定による容器検査
- (31) 法第45条第1項の規定による刻印及び同条第2項の規定による標章の掲示
- (32) 法第48条第5項の規定による許可
- (33) 法第49条第1項の規定による容器再検査及び容器検査所の登録、同条第3項の規定による刻印並びに同条第4項の規定による標章の掲示
- (34) 法第49条の2第1項の規定による附属品検査
- (35) 法第49条の3第1項の規定による刻印
- (36) 法第49条の4第1項の規定による附属品再検査及び同条第3項の規定による刻印

<ul style="list-style-type: none"> <li>(37) 法第49条の30及び第49条の35の規定による命令</li> <li>(38) 法第50条第1項の規定による登録の更新及び同条第4項の規定による制限</li> <li>(39) 法第52条第2項の規定による届出の受理及び同条第4項の規定による命令</li> <li>(40) 法第53条の規定による登録の取消し及び命令</li> <li>(41) 法第54条第2項の規定による刻印等及び刻印等の抹消</li> <li>(42) 法第56条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理</li> <li>(43) 法第56条の2の規定による届出の受理</li> <li>(44) 法第61条第1項の規定による報告の徴収</li> <li>(45) 法第62条第1項の規定による立入検査、質問及び収去</li> <li>(46) 法第63条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による命令</li> <li>(47) 法第64条の規定による指示</li> <li>(48) 法第65条の規定による条件の付加（(1)、(5)、(7)及び(10)の許可に係るものに限る。）</li> <li>(49) 法第74条第1項の規定による通報、同条第2項及び第3項の規定による通報の受理並びに同条第4項の規定による報告</li> <li>(50) 法第76条第1項の規定による聴聞（(26)及び(40)の命令に係るものに限る。）</li> </ul>	
<p>53 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収</li> <li>(2) 法第46条第1項の規定による立入検査及び質問</li> <li>(3) 法第46条の2第1項の規定による命令</li> <li>(4) 施行令第5条第2項の規定による報告</li> </ul>	<p>各市</p>
<p>54 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第23条第1項の規定による届出の受理</li> <li>(2) 法第24条第1項の規定による意見の聴取及び勧告並びに同条第</li> </ul>	<p>各市町村</p>

<p>3 項の規定による期間の延長及び通知</p> <p>(3) 法第25条（法第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収</p> <p>(4) 法第26条の規定による公表</p> <p>(5) 法第27条の規定による措置</p> <p>(6) 法第27条の 2 の規定による助言</p> <p>(7) 法第28条第 1 項の規定による通知（(1)の届出に係るものに限る。）</p> <p>(8) 法第29条第 1 項の規定による届出の受理（(7)の通知に係るものに限る。）</p> <p>(9) 法第30条の規定による助言（(8)の届出に係るものに限る。）</p> <p>(10) 法第31条第 1 項の規定による意見の聴取及び勧告（(8)の届出に係るものに限る。）</p> <p>(11) 法第32条第 1 項の規定による協議を行う者の決定及び通知（(10)の勧告に係るものに限る。）</p> <p>(12) 法第41条第 1 項の規定による立入検査及び質問（(1)及び(8)の届出に係るものに限る。）</p>	
<p>55 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による指定及び同条第 3 項（法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>(2) 法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定</p> <p>(3) 法第18条第 1 項の規定による常時監視</p>	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>
<p>56 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 3 条の規定による指定</p> <p>(2) 法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定</p> <p>(3) 法第 5 条第 2 項の規定による意見の聴取（(1)の指定及び(2)の規制基準の設定に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第 6 条の規定による公示（(1)の指定及び(2)の規制基準の設定に係るものに限る。）</p>	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>
<p>57 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>

<p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による指定及び同条第 3 項（法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>(2) 法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定</p>	
<p>58 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定による指定（騒音に係るものに限る。）</p>	<p>各市</p>
<p>59 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 2 条第 2 項ただし書の規定による許可</p> <p>(2) 法第 3 条第 1 項（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による許可及び法第 3 条第 2 項（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第 4 条ただし書（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による通知及び法第 4 条第 3 号（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による指定</p> <p>(4) 法第 6 条第 1 項（法第 8 条及び第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(5) 法第 6 条の 2（法第 8 条及び第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による命令</p> <p>(6) 法第 7 条（法第 8 条及び第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し及び命令</p> <p>(7) 法第 9 条第 1 項の規定による指定及び許可並びに同条第 4 項の規定による届出の受理</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
<p>60 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下この項において「法」という。）及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 19 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定による指示（主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにある製造業者等（法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第 19 条の 14 の 2 の規定による公表（(1) の指示に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村</p>

<p>(3) 法第20条第3項の規定による報告の徴収（主たる事務所が市町村の区域内にある製造業者等に係るものに限る。）及び立入検査（工場、ほ場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査の場所在市町村の区域内にある製造業者等に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第21条の2第1項の規定による申出の受理及び同条第2項の規定による調査（主たる事務所が市町村の区域内にある製造業者等に係るものに限る。）</p> <p>(5) 施行令第12条第3項の規定による報告（(1)の指示及び(2)の公表に係るものに限る。）、同条第5項の規定による報告（(3)に掲げる事務に係るものに限る。）、同条第6項及び第7項の規定による通知の受理（(1)の指示及び(2)の公表に係るものに限る。）並びに同条第8項の規定による報告（(4)の調査に係るものに限る。）</p>	
<p>61 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号。以下この項において「法」という。）、戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号。以下この項において「施行令」という。）及び戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項及び第2項の規定による知事に対して行うべき請求の受理及び戦傷病者手帳の交付</p> <p>(2) 法第5条の規定による知事に提出すべき戦傷病者手帳の受理</p> <p>(3) 法第6条第1項及び第2項の規定による知事に返還すべき戦傷病者手帳の受理</p> <p>(4) 法第18条第1項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項並びに第21条第1項の規定による知事に対して行うべき請求の受理</p> <p>(5) 施行令第6条の規定による知事に対して行うべき請求の受理及び戦傷病者手帳の交付</p> <p>(6) 施行規則第4条第3項の規定による知事に返還すべき戦傷病者手帳の受理</p> <p>(7) 施行規則第5条の規定による知事に対して行うべき届出の受理</p> <p>(8) 施行規則第8条の規定による知事に提出すべき療養費支給請求書の受理</p>	<p>各市町村</p>
<p>62 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の規定による委託</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>

<p>63 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の規定による委託</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
<p>64 計量法（平成4年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第15条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による命令</p> <p>(2) 法第147条第1項の規定による報告の徴収（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第148条第1項の規定による立入検査及び質問（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第149条第1項の規定による命令（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第150条第1項の規定による表記の抹消及び同条第2項の規定による告知</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
<p>65 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）及び商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第2項各号の規定による許可</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定による期間の延長及び同条第3項の規定による通知</p> <p>(3) 法第12条第1項の規定による許可</p> <p>(4) 法第46条第2項の規定による認可</p> <p>(5) 法第46条第4項において準用する法第28条の規定による通知</p> <p>(6) 法第57条の規定による報告の受理</p> <p>(7) 法第58条第1項の規定による報告の徴収及び検査</p> <p>(8) 法第59条第1項の規定による警告及び処分並びに同条第4項の規定による意見の聴取</p> <p>(9) 施行令第7条第2項の規定による報告</p>	<p>各市（商工会議所が存在する市に限る。）</p>
<p>66 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第23条第1項の規定による認可</p> <p>(2) 法第24条（法第44条第4項（法第48条第5項において準用する</p>	<p>各市町村（商工会（2以上の市町村の区域をその地区とする商工会を除く。）が存在する市町村</p>

<p>場合を含む。) 、第52条の2第5項及び第54条第4項において準用する場合を含む。) の規定による通知</p> <p>(3) 法第42条第5項 (法第48条第5項において準用する場合を含む。) の規定による承認</p> <p>(4) 法第44条第2項 (法第48条第5項において準用する場合を含む。) の規定による認可</p> <p>(5) 法第49条の規定による事業報告書等の受理</p> <p>(6) 法第50条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(7) 法第51条第1項の規定による警告及び処分、同条第2項の規定による警告及び認可の取消し、同条第3項の規定による勧告並びに同条第4項の規定による認可の取消し</p> <p>(8) 法第52条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(9) 法第52条の2第2項の規定による認可</p> <p>(10) 法第53条の規定による選任</p> <p>(11) 法第54条第1項及び第2項の規定による認可</p> <p>(12) 法第54条の3の規定による届出の受理</p>	<p>に限る。)</p>
<p>67 家庭用品品質表示法 (昭和37年法律第104号。次項において「法」という。) 第10条第1項の規定による知事に対して行うべき申出の受理 (卸売業者以外の販売業者に係るものであって、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにあるものに係るものに限る。)</p>	<p>各町村</p>
<p>68 法及び家庭用品品質表示法施行令 (昭和37年政令第390号。以下この項において「施行令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (卸売業者以外の販売業者に係るもの ((1)及び(2)に掲げる事務並びに(3)に掲げる報告の徴収にあつては、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市の区域内のみにあるものに係るものに限る。) に限る。)</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による指示及び同条第2項の規定による公表</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定による申出の受理及び同条第2項の規定による調査</p> <p>(3) 法第19条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(4) 施行令第3条第3項の規定による協議 ((1)の公表に係るものに限る。) 及び同条第4項の規定による報告 ((1)の指示及び(3)に掲</p>	<p>各市</p>

<p>げる事務に係るものに限る。)</p>	
<p>69 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第41条第1項の規定による立入検査</p> <p>(3) 法第42条第1項の規定による命令</p> <p>(4) 施行令第14条第2項の規定による報告</p>	<p>各市</p>
<p>70 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）及び中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定による認定並びに同条第8項（施行令第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議</p> <p>(2) 法第13条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(3) 施行令第9条第1項の規定による認定及び同条第2項の規定による認定の取消し（(1)の認定に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村</p>
<p>71 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 法第9条第1項及び第2項の規定による勧告</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による命令</p> <p>(4) 法第11条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(5) 法第12条及び第13条第3項の規定による届出の受理</p>	<p>各市町村</p>
<p>72 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出の受理</p>	<p>各市町村</p>
<p>73 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市町村</p>

<p>の</p> <p>(1) 法第15条の2第1項の規定による許可、同条第5項の規定による条件の付加、同条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び同条第7項の規定による協議</p> <p>(2) 法第15条の3の規定による命令</p>	
<p>74 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第34条第9項（法第44条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理</p> <p>(2) 法第34条の2第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理及び法第34条の2第2項（法第34条の3第2項（法第44条において準用する場合を含む。）及び第44条において準用する場合を含む。）の規定による命令</p> <p>(3) 法第34条の3第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理</p> <p>(4) 法第38条第3項及び第4項の規定による命令</p>	各市町村
<p>75 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定による申出の受理</p> <p>(3) 法第6条第1項の規定による地方公共団体等の決定及び通知並びに同条第3項の規定による通知</p>	各市町村（和歌山市を除く。）
<p>76 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（河川管理者に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第16条の規定による認可</p> <p>(2) 法第20条第1項の規定による認可並びに同条第2項及び第3項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第22条及び第23条の規定による命令</p> <p>(4) 法第24条の規定による届出の受理</p> <p>(5) 法第26条の規定による認可の取消し及び命令</p>	各市町村

<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 法第31条第1項の規定による条件の付加</li> <li>(7) 法第33条の規定による報告の徴収（採取計画に係るものに限る。）</li> <li>(8) 法第34条第2項の規定による立入検査及び質問（採取計画に係るものに限る。）</li> <li>(9) 法第38条第1項の規定による聴聞（(5)の命令に係るものに限る。）</li> <li>(10) 法第43条の規定による協議</li> </ul>	
<p>77 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（岩石採取場の区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第33条の規定による認可</li> <li>(2) 法第33条の5第1項の規定による認可並びに同条第2項及び第4項の規定による届出の受理</li> <li>(3) 法第33条の7第1項の規定による条件の付加</li> <li>(4) 法第33条の9の規定による命令</li> <li>(5) 法第33条の10の規定による届出の受理</li> <li>(6) 法第33条の12の規定による認可の取消し及び命令</li> <li>(7) 法第33条の13及び第33条の17の規定による命令</li> <li>(8) 法第34条の4第1項の規定による聴聞（(6)の命令に係るものに限る。）</li> <li>(9) 法第42条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（採取計画に係るものに限る。）</li> <li>(10) 法第42条の2の規定による協議</li> </ul>	<p>各市町村</p>
<p>78 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第5条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による勧告及び同条第4項ただし書の規定による通知</li> <li>(2) 法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理</li> <li>(3) 法第7条の2第1項の規定による指導及び助言、同条第2項の規定による勧告並びに同条第3項の規定による命令</li> <li>(4) 法第10条の2の規定による報告書の受理</li> <li>(5) 法第11条の2の規定による届出の受理</li> </ul>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>

<p>(6) 法第12条第1項の規定による助言、指導及び勧告並びに同条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 法第12条の2第1項の規定による指導及び助言、同条第2項の規定による勧告並びに同条第3項の規定による命令</p> <p>(8) 法第32条第1項の規定による指示</p> <p>(9) 法第53条第1項の規定による報告の徴収並びに同条第2項の規定による立入検査及び質問（(1)から(8)までに掲げる事務に係るものに限る。）</p>	
<p>79 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条、第13条第1項及び第4項並びに第14条の規定による届出の受理</p> <p>(2) 法第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査</p> <p>(3) 法第19条の規定による命令</p>	各市町村（和歌山市を除く。）
<p>80 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第5条第1項ただし書の規定による許可</p> <p>(2) 法第6条第1項の規定による命令並びに同条第2項の規定による施設の移転等の実施及び公告</p>	各市（和歌山市を除く。）
<p>81 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による禁止、制限及び命令、同条第4項の規定による期間の延長及び通知、同条第6項の規定による期間の短縮、同条第7項の規定による通知の受理並びに同条第8項の規定による協議の要求</p> <p>(2) 法第9条第1項（法第15条において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに法第9条第2項（法第15条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の実施及び公告</p> <p>(3) 法第11条第1項（法第19条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収並びに法第11条第2項（法第19条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び調査</p>	各市（和歌山市を除く。）

<p>(4) 法第14条第1項の規定による許可、同条第3項の規定による条件の付加、同条第4項の規定による通知の受理、同条第5項及び第6項の規定による届出の受理、同条第7項の規定による助言及び勧告並びに同条第8項の規定による協議</p>	
<p>82 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律（平成4年法律第76号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第21条第1項の規定による許可、同条第5項の規定による条件の付加、同条第6項の規定による命令並びに同条第7項の規定による措置の実施及び公告</p> <p>(2) 法第22条第1項の規定による申出の受理、同条第2項の規定による相手方の決定及び公告、同条第3項の規定による買取り並びに同条第5項の規定による通知の受理</p>	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>
<p>83 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定による許可、同条第4項の規定による条件の付加、同条第5項の規定による命令並びに同条第6項の規定による措置の実施及び公告</p> <p>(2) 法第8条第1項の規定による申出の受理、同条第2項の規定による相手方の決定及び公告、同条第3項の規定による買取り並びに同条第5項の規定による通知の受理</p>	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>
<p>84 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下この項及び次項において「法」という。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年政令第324号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第122条第1項の規定による認可</p> <p>(2) 法第128条第1項（法第129条第2項及び第132条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び法第128条第1項（法第129条第2項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付</p> <p>(3) 法第129条第1項の規定による認可</p> <p>(4) 法第131条第1項の規定による承認</p>	<p>和歌山市</p>

- (5) 法第132条第1項及び第136条第1項から第3項までの規定による認可
- (6) 法第140条第1項（法第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の送付、法第140条第3項（法第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理、法第140条第4項（法第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知並びに法第140条第6項（法第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
- (7) 法第143条第1項及び第2項（法第157条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (8) 法第157条第1項の規定による認可
- (9) 法第163条第4項の規定による認可及び同条第6項の規定による公告
- (10) 法第164条において準用する都市再開発法第48条の2第3項の規定による意見及び調査の嘱託に関する事務並びに同条第4項の規定による意見の陳述
- (11) 法第164条において準用する都市再開発法第49条の規定による承認
- (12) 法第165条第1項の規定による認可
- (13) 法第171条第1項（法第172条第2項、第175条第2項及び第178条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び法第171条第1項（法第172条第2項及び第175条第2項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付
- (14) 法第172条第1項及び第175条第1項の規定による認可
- (15) 法第177条第1項の規定による承認
- (16) 法第178条第1項の規定による認可
- (17) 法第204条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可（個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。）
- (18) 法第236条第3項の規定による承認（個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。）
- (19) 法第258条第1項の規定による決定及び同条第2項の規定による公告
- (20) 法第259条本文の規定による事業代行

- (21) 法第261条第1項の規定による公告
- (22) 法第268条第3項の規定による命令
- (23) 法第269条第1項の規定による検査及び命令、同条第2項の規定による認可の取消し並びに同条第3項の規定による公告
- (24) 法第270条第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し、同条第5項の規定による総会の招集、同条第6項の規定による投票の実施並びに同条第7項の規定による議決等の取消し
- (25) 法第271条第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し並びに同条第5項の規定による公告
- (26) 法第277条第1項の規定による認可（個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。）
- (27) 施行令第26条第3項の規定による承認
- (28) 施行令第49条において準用する都市再開発法施行令第18条第2項の規定による解任投票所等の決定及び公告
- (29) 施行令第49条において準用する都市再開発法施行令第18条第3項において準用する同令第13条第4項の規定による書面の受理及び同条第8項から第11項までの規定による職員の指名
- (30) 施行令第49条において準用する都市再開発法施行令第18条第3項において準用する同令第14条第1項の規定による公告
- (31) 施行令第49条において準用する都市再開発法施行令第18条第3項において準用する同令第15条第1項の規定による職員の指名及び同条第2項の規定による解任投票録の保存
- (32) 施行令第49条において準用する都市再開発法施行令第18条第3項において準用する同令第16条第1項の規定による異議の受理並びに同条第2項の規定による異議に対する決定及び公告

85 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第197条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による意見の聴取、同条第3項の規定による条件の付加、同条第4項の規定による命令、同条第5項の規定による措置の実施及び公告、同条第7項の規定による承認並びに同条第8項の規定による意見の聴取
- (2) 法第283条第1項の規定による許可
- (3) 法第283条第3項において準用する都市計画法第42条第2項の

各市（和歌山市を除く。）

<p>規定による協議</p> <p>(4) 法第283条第3項において準用する都市計画法第79条の規定による条件の付加</p> <p>(5) 法第283条第3項において準用する都市計画法第81条第1項の規定による許可の取消し等及び命令、同条第2項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第3項の規定による公示</p> <p>(6) 法第283条第3項において準用する都市計画法第82条第1項の規定による立入検査</p>	
<p>86 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第2条第1項及び第5条第1項の規定による認定</p> <p>(2) 法第8条の規定による報告の徴収</p> <p>(3) 法第9条の規定による承認</p> <p>(4) 法第10条の規定による命令</p> <p>(5) 法第11条第1項の規定による認定の取消し</p>	各市（和歌山市を除く。）
<p>87 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第30条第1項の規定による認定</p> <p>(2) 法第32条（法第33条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(3) 法第33条第1項の規定による認定</p> <p>(4) 法第35条の2及び第36条第1項の規定による承認</p> <p>(5) 法第37条の規定による報告の徴収</p> <p>(6) 法第38条の規定による承認</p> <p>(7) 法第39条の規定による命令</p> <p>(8) 法第40条第1項の規定による認定の取消し</p> <p>(9) 法第56条の規定による認可</p> <p>(10) 法第59条（法第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(11) 法第60条第1項の規定による認可</p> <p>(12) 法第62条第1項の規定による承認</p> <p>(13) 法第70条の規定による報告の徴収</p>	各市（和歌山市を除く。）

- (14) 法第71条第2項の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による承認
- (15) 法第72条の規定による命令
- (16) 法第73条第1項の規定による認可の取消し
- (17) 法第74条第1項の規定による届出の受理

88 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下この項において「法」という。）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成14年政令第367号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各市（和歌山市を除く。）

- (1) 法第9条第1項の規定による認可
- (2) 法第11条第1項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に関する事務、法第11条第2項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理、法第11条第3項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知並びに法第11条第5項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
- (3) 法第14条第1項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (4) 法第24条第3項第3号の規定による報告の受理
- (5) 法第25条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による公告
- (6) 法第34条第1項の規定による認可
- (7) 法第38条第4項の規定による認可及び同条第6項の規定による公告
- (8) 法第41条の2第3項の規定による意見及び調査の囑託に関する事務並びに同条第4項の規定による意見の陳述
- (9) 法第42条の規定による承認
- (10) 法第45条第1項の規定による認可
- (11) 法第49条第1項（法第50条第2項及び第54条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び法第49条第1項（法第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付
- (12) 法第50条第1項の規定による認可

- (13) 法第51条第3項の規定による認可、同条第6項の規定による届出の受理及び同条第7項の規定による公告
- (14) 法第53条第1項の規定による承認
- (15) 法第54条第1項及び第57条第1項（法第66条において準用する場合を含む。）の規定による認可
- (16) 法第94条第1項及び第3項の規定による認可
- (17) 法第97条第2項の規定による命令
- (18) 法第98条第1項及び第2項の規定による検査、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による認可の取消し、同条第5項の規定による総会の招集、同条第6項の規定による投票の実施並びに同条第7項の規定による議決等の取消し
- (19) 法第99条第1項の規定による検査及び命令、同条第2項の規定による認可の取消し並びに同条第3項の規定による公告
- (20) 施行令第16条において準用する施行令第14条第3項の規定による承認
- (21) 施行令第24条の規定による意見書の要旨の受理
- (22) 施行令第26条第2項において準用する施行令第7条第2項の規定による投票の場所等の決定及び公告、同条第3項の規定による選任並びに同条第4項の規定による届出の受理
- (23) 施行令第26条第2項において準用する施行令第8条第4項の規定による書面の受理及び同条第8項から第11項までの規定による職員の指名
- (24) 施行令第26条第2項において準用する施行令第9条第1項の規定による公告
- (25) 施行令第26条第2項において準用する施行令第10条第1項の規定による職員の指名及び同条第2項の規定による解任投票録の保存
- (26) 施行令第26条第2項において準用する施行令第11条第1項の規定による申出の受理並びに同条第2項の規定による決定及び公告

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の表60の項(3)及び(4)に掲げる事務（(3)に掲げる事務にあつては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、知事が自ら行うことを妨げない。

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表48の項中「平成9年法律第123号。以下この項」の次に「及び次項」を加え、同表

中88の項を89の項とし、49の項から87の項までを1項ずつ繰り下げ、48の項の次に次のように加える。

- 49 法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問
  - (2) 法第41条第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号及び第3号並びに第53条第1項本文の規定による指定
  - (3) 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第107条の2第1項の規定による指定の更新
  - (4) 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理
  - (5) 法第75条、第82条、第89条、第99条、第111条及び第115条の5の規定による届出の受理
  - (6) 法第76条の2第1項、第83条の2第1項、第91条の2第1項、第103条第1項、第113条の2第1項及び第115条の8第1項の規定による勧告
  - (7) 法第76条の2第2項、第83条の2第2項、第91条の2第2項、第103条第2項、第113条の2第2項及び第115条の8第2項の規定による公表
  - (8) 法第76条の2第3項、第83条の2第3項、第91条の2第3項、第102条第1項、第103条第3項、第113条の2第3項及び第115条の8第3項の規定による命令
  - (9) 法第76条の2第4項、第78条、第83条の2第4項、第85条、第91条の2第4項、第93条、第103条第4項、第104条の2、第113条の2第4項、第115条、第115条の8第4項及び第115条の10の規定による公示
  - (10) 法第76条の2第5項、第77条第2項、第83条の2第5項、第84条第2項、第91条の2第5項、第92条第2項、第100条第3項、第103条第5項、第104条第2項、第113条の2第5項、第114条第2項、第115条の8第5項及び第115条の9第2項の規定による通知の受理
  - (11) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、第114条第1項及び第115条の9第1項の規定による指定の取消し及び効力の停止

各市（和歌山市を除く。）

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 法第94条第1項及び第2項並びに第98条第1項第4号の規定による許可</li> <li>(13) 法第94条の2第1項の規定による許可の更新</li> <li>(14) 法第95条の規定による承認</li> <li>(15) 法第101条の規定による使用の制限及び禁止並びに命令</li> <li>(16) 法第104条第1項の規定による許可の取消し及び効力の停止</li> <li>(17) 法第105条において準用する医療法第9条第2項及び第15条第3項の規定による届出の受理</li> <li>(18) 法第105条において準用する医療法第30条の規定による弁明の機会の付与</li> <li>(19) 法第108条第1項の規定による指定の変更</li> <li>(20) 法第115条の35第6項の規定による指定及び許可の取消し及び効力の停止</li> <li>(21) 施行規則第15条第3号の規定による届出の受理</li> </ul> |  |
|---|--|

第2条第1項の表に次のように加える。

- |   |              |
|---|--------------|
| <p>90 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(10)までに掲げる事務にあっては、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものに係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第31条第1項の規定による認可</li> <li>(2) 法第39条の3及び第39条の4の規定による選任</li> <li>(3) 法第40条第3号の規定による報告の受理</li> <li>(4) 法第43条第1項の規定による認可及び同条第3項の規定による届出の受理</li> <li>(5) 法第46条第2項の規定による認可及び認定並びに同条第3項の規定による届出の受理</li> <li>(6) 法第46条の7の規定による届出の受理</li> <li>(7) 法第47条の2第3項の規定による意見及び調査の囑託に関する事務並びに同条第4項の規定による意見の陳述</li> <li>(8) 法第47条の3の規定による届出の受理</li> <li>(9) 法第49条第2項の規定による認可</li> <li>(10) 法第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査、同条第2項の規定による命令、同条第3項の規定による命令及び勧告、同条</li> </ul> | 各市（和歌山市を除く。） |
|---|--------------|

第 4 項の規定による命令、同条第 5 項の規定による弁明の機会の付与及び通知並びに同条第 7 項の規定による聴取書及び報告書の受理

- (11) 法第57条の規定による命令
- (12) 法第59条第 1 項の規定による届出の受理
- (13) 法第62条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項の規定による許可及び同条第 6 項（法第63条第 3 項及び第67条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- (14) 法第63条第 1 項の規定による届出の受理及び同条第 2 項の規定による許可
- (15) 法第64条の規定による届出の受理
- (16) 法第67条第 1 項の規定による届出の受理及び同条第 2 項の規定による許可
- (17) 法第68条の規定による届出の受理
- (18) 法第69条の規定による届出の受理（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）
- (19) 法第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）
- (20) 法第71条の規定による命令
- (21) 法第72条第 1 項の規定による制限、命令及び許可の取消し（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）、同条第 2 項の規定による制限、命令並びに許可及び認可の取消し（生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業、放課後児童健全育成事業（市が実施するものを除く。）、老人福祉センターを経営する事業並びに法第 2 条第 2 項第 7 号並びに第 3 項第 1 号及び第 8 号から第12号までに掲げる事業（以下この項において「助葬事業等」という。）に係るものに限る。）並びに法第72条第 3 項の規定による制限及び命令（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）
- (22) 法第73条第 1 項の規定による許可、同条第 2 項の規定による条件の付加及び同条第 3 項の規定による報告の受理（助葬事業等に係るものであって、寄附金を募集しようとする地域が市の区域を越えないものに係るものに限る。）

91 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各市町村（和歌山市を除く。）

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第35条第 4 項の規定による認可及び同条第 7 項の規定による承認（保育所及び児童館に係るものに限る。）</li> <li>(2) 法第46条第 1 項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査、同条第 3 項の規定による勧告及び命令並びに同条第 4 項の規定による意見の聴取及び命令（国、都道府県及び市町村以外の者が設置及び運営する保育所及び児童館に係るものに限る。）</li> <li>(3) 法第58条の規定による認可の取消し（(1)の認可に係るものに限る。）</li> <li>(4) 法第59条第 1 項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問、同条第 3 項の規定による勧告、同条第 4 項の規定による公表並びに同条第 5 項の規定による意見の聴取及び命令（保育所に係るものに限る。）</li> <li>(5) 法第59条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による届出の受理</li> <li>(6) 法第59条の 2 の 5 第 1 項の規定による報告の受理及び同条第 2 項の規定による公表</li> </ul>	
<p>92 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第18条の規定による届出の受理</li> <li>(2) 法第19条第 1 項の規定による訪問指導</li> </ul>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
<p>93 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第14条から第14条の 3 までの規定による届出の受理</li> <li>(2) 法第15条第 2 項及び第 3 項の規定による届出の受理並びに同条第 4 項の規定による認可</li> <li>(3) 法第15条の 2 の規定による届出の受理</li> <li>(4) 法第16条第 1 項及び第 2 項の規定による届出の受理並びに同条第 3 項の規定による認可</li> <li>(5) 法第18条第 1 項及び第 2 項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査</li> <li>(6) 法第18条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による命令並びに同条第 3 項（法第29条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</li> <li>(7) 法第19条第 1 項の規定による命令及び認可の取消し並びに同条第 2 項の規定による意見の聴取</li> </ul>	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>

<p>(8) 法第29条第1項から第3項までの規定による届出の受理、同条第7項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査、同条第9項の規定による命令並びに同条第10項の規定による公示</p>	
<p>94 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第22条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び同条第6項の規定による命令</p> <p>(2) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第22条第4項において準用する法第15条の3の規定による命令</p> <p>(4) 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去</p> <p>(5) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定による命令</p> <p>(6) 法第22条第7項において準用する法第20条第2項の規定による公示</p>	和歌山市
<p>95 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による許可の更新</p> <p>(2) 法第7条第3項ただし書の規定による許可</p> <p>(3) 法第8条の2第1項及び第2項の規定による報告の受理並びに同条第4項の規定による情報の提供の要求</p> <p>(4) 法第10条の規定による届出の受理</p> <p>(5) 法第12条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による許可の更新（施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）に係るものに限る。）</p> <p>(6) 法第13条第1項の規定による許可、同条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新、同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び同条第6項の規定による許可（薬局製造販売医薬品に係</p>	和歌山市

- るものに限る。)
- (7) 法第14条第1項及び第9項の規定による承認並びに同条第10項の規定による届出の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。)
  - (8) 法第14条の8第3項、第14条の9及び第19条の規定による届出の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。)
  - (9) 法第68条の10の規定による指導及び助言（薬局の管理者に係るものに限る。)
  - (10) 法第69条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る。）並びに同条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（薬局開設者に係るものに限る。)
  - (11) 法第70条第1項の規定による命令及び同条第2項の規定による処分（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに薬局開設者に係るものに限る。)
  - (12) 法第71条の規定による命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)
  - (13) 法第72条第3項の規定による命令及び禁止（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。）並びに同条第4項の規定による命令及び禁止（薬局開設者に係るものに限る。)
  - (14) 法第72条の2第1項及び第72条の3の規定による命令（薬局開設者に係るものに限る。)
  - (15) 法第72条の4及び第73条の規定による命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに薬局開設者に係るものに限る。)
  - (16) 法第74条の2第1項の規定による意見の聴取及び承認の取消し、同条第2項の規定による命令並びに同条第3項の規定による承認の取消し及び命令（(7)の承認に係るものに限る。)
  - (17) 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び命令（(1)、(2)、(5)及び(6)の許可に係るものに限る。)
  - (18) 法第76条の規定による通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与（(1)、(5)及び(6)の許可の更新に係るものに限る。)
  - (19) 法第77条の4の3の規定による報告の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。)
  - (20) 法第79条第1項の規定による条件及び期限の付加及び変更（(1)、(2)、(5)及び(6)の許可並びに(7)の承認に係るものに限る。)

- (21) 施行令第 2 条の規定による届出の受理
- (22) 施行令第 4 条第 1 項の規定による許可証の交付 ((5)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (23) 施行令第 5 条第 1 項の規定による許可証の書換え交付 ((22)の許可証に係るものに限る。)
- (24) 施行令第 6 条第 1 項の規定による許可証の再交付及び同条第 4 項の規定による許可証の返納の受理 ((22)の許可証に係るものに限る。)
- (25) 施行令第 7 条第 1 項の規定による許可証の返納の受理 ((22)の許可証に係るものに限る。)
- (26) 施行令第 8 条第 1 項の規定による台帳の備付け ((5)の許可に係るものに限る。)
- (27) 施行令第 11 条第 1 項の規定による許可証の交付 ((6)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (28) 施行令第 12 条第 1 項の規定による許可証の書換え交付 ((27)の許可証に係るものに限る。)
- (29) 施行令第 13 条第 1 項の規定による許可証の再交付及び同条第 4 項の規定による許可証の返納の受理 ((27)の許可証に係るものに限る。)
- (30) 施行令第 14 条第 1 項の規定による許可証の返納の受理 ((27)の許可証に係るものに限る。)
- (31) 施行令第 15 条第 1 項の規定による台帳の備付け ((6)の許可に係るものに限る。)
- (32) 施行令第 19 条第 1 項の規定による台帳の備付け ((7)の承認に係るものに限る。)
- (33) 施行令第 44 条第 1 項の規定による許可証の交付 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (34) 施行令第 45 条第 1 項の規定による許可証の書換え交付 ((33)の許可証に係るものに限る。)
- (35) 施行令第 46 条第 1 項の規定による許可証の再交付及び同条第 3 項の規定による許可証の返納の受理 ((33)の許可証に係るものに限る。)
- (36) 施行令第 47 条の規定による許可証の返納の受理 ((33)の許可証に係るものに限る。)
- (37) 施行令第 48 条の規定による台帳の備付け ((1)の許可に係るものに限る。)

(38) 施行令第49条第2項の規定による通知の受理

96 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）  
農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下この項において「施行令」という。）  
及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各町村

- (1) 法第3条第1項の規定による許可、同条第4項の規定による通知、同条第5項の規定による条件の付加並びに同条第6項の規定による報告の受理及び条件の付加
- (2) 法第3条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による許可の取消し
- (3) 法第4条第1項の規定による許可、同条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、同条第4項の規定による条件の付加及び同条第5項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。）
- (4) 法第5条第1項の規定による許可及び同条第4項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。）
- (5) 法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定による条件の付加（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同条第1項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。）
- (6) 法第5条第3項及び第5項において準用する法第4条第3項の規定による意見の聴取（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。）
- (7) 法第18条第1項の規定による許可、同条第3項の規定による意見の聴取及び同条第4項の規定による条件の付加
- (8) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転並びに同条第3項の規定による通知及び公示（(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (9) 法第50条の規定による報告の徴収（(1)から(8)まで及び(10)に掲げる事務に係るものに限る。）

- (10) 法第51条第1項の規定による許可の取消し並びに条件の変更及び付加並びに命令、同条第3項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第4項の規定による費用の負担に関する事務（(3)及び(4)の許可に係るものに限る。）
- (11) 施行令第1条の2第4項（施行令第1条の7第2項、第1条の15第2項及び第3条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知（(1)、(3)、(4)及び(7)の許可に係るものに限る。）
- (12) 施行規則第2条の5第2項の規定による意見の聴取（(1)、(3)、(4)及び(7)の許可に係るものに限る。）

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定の施行の際第1条の規定による改正後の和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条第1項の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第1条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 第2条の規定の施行の際第2条の規定による改正後の和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条第1項の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第2条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

---

和歌山県地域グリーンニューデール基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第75号

和歌山県地域グリーンニューデール基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 地球温暖化その他の環境問題に対する地域の取組を推進するため、和歌山県地域グリーンニュー

ディール基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 7 6 号**

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

和歌山県毒物劇物 取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条 第 1 項第 3 号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施 に関する事務
---------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県新技術創出推進条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 77 号**

## 和歌山県新技術創出推進条例

技術は、人類の歴史と共に生まれ、人の営みにつれて絶えることなく進化を続けている。

新たな技術の創出は、それをを用いる人々の利便性を向上させるのみならず、時として社会全体を変革する大きな原動力となり、人々の生活をより豊かで実り多いものにするための大いなる推進力となる。

私たちが暮らす和歌山県は、古くから進取の精神にあふれ、様々な分野において新しい技術を創意工夫により産み出し、我が国社会の発展と国民生活の向上をけん引してきた。和歌山県には、これら先人の努力のたまものである技術が蓄積され、創意工夫を尊ぶ気風が脈々と受け継がれている。私たちは、これを更に進展させるとともに、次代へと正しく引き継いでいかなければならない。

そのためには、新技術の創出に携わる者すべてが共通の目標を持ち、大局的な視点に立って、適切な役割分担による協働を推進するとともに、県民が新技術の創出に対する理解と関心を高め、地域全体で新技術の創出を推進していく体制を構築しなければならない。

このような認識の下に、産学官の密接な連携を基盤として卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図り、活力あふれる和歌山県経済を実現するとともに、県民生活を更に向上させることを目指し、この条例を制定する。

## （目的）

第 1 条 この条例は、新技術の創出の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、大学等、支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、新技術の創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施して新技術の創出を推進し、新技術を活用した新たな産業の振興及び既存産業の高付加価値化（以下「新産業の振興等」という。）を通じて本県経済の活性化に資することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において「新技術」とは、個人又は団体が発明、考案又は開発を行う事業活動に有用な新たな技術をいう。

2 この条例において「事業者」とは、個人事業者、農林水産業従事者、中小企業者、特定非営利活動法人その他の県内において事業活動を行うものをいう。

3 この条例において「大学等」とは、大学、高等専門学校その他試験研究機関（県又は事業者が設置するものを除く。）をいう。

4 この条例において「支援団体」とは、県内における新技術の創出を支援する法人その他の団体をいう。

5 この条例において「産学官」とは、事業者、大学等、支援団体、国、県及び市町村をいう。

## （基本理念）

第 3 条 新技術の創出の推進は、新産業の振興等を図る観点から、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 新技術の創出のための基盤の強化、人材の育成、研究資金の確保等により、新技術の創出を促進する良好な環境を整備すること。

- (2) 事業者及び大学等における創造性のある研究開発を支援すること。
- (3) 産学官及び金融機関等の適切な役割分担に基づく協働により取り組むこと。
- (4) 本県が有する地域資源その他地域の潜在力を活用すること。
- (5) 県民の理解及び協力の下、活力を持って持続的に行うこと。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、産学官の緊密な連携の下、新技術の創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 県は、市町村が新技術の創出の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとする場合は、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（事業者の役割）

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じて事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとする。

（大学等の役割）

第 6 条 大学等は、基本理念にのっとり、科学技術に関する研究開発を推進することにより新技術を創出し、及びこれに必要な人材を育成するとともに、その成果の社会への還元を通じて地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。

（支援団体の役割）

第 7 条 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者及び大学等の研究開発の支援並びに県民の新技術の創出に対する理解の促進を通じて本県における新技術の創出を推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第 8 条 県民は、基本理念に対する理解を深め、新技術の創出が本県経済の活性化及び県民生活の向上に資することを認識し、県が実施する新技術の創出の推進に関する施策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

（新技術創出推進基本計画）

第 9 条 知事は、新産業の振興等による本県経済の活性化を図ることを目的として、新技術の創出の推進に関する施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、新技術の創出の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、新技術の創出の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（新技術の創出）

第 10 条 県は、新産業の振興等を図る観点から、新技術の創出のため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 新技術の創出のための基盤の強化に寄与する科学技術の振興を図る施策

(2) 新技術の創出を支援する中核となる機関その他の機関を整備し、その機能の充実を図ることにより、新技術の創出に関する研究開発を促進する施策

(3) 新技術を創出しようとする事業者に対し、情報の提供、技術支援、資金の円滑な供給その他の方法により研究開発を促進する施策

(人材の育成)

第11条 県は、新技術の創出を担う人材の育成を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 新技術の創出を担う研究者、技術者及び技能者（以下「研究者等」という。）の確保及び育成を通じて研究者等が保有する科学技術及び技能の継承を図る施策

(2) 研究者等の意欲的かつ創造的な活動を支援し、研究者等を地域全体で育成していく気運の醸成を図る施策

(研究資金の確保)

第12条 県は、産学官の協働により行われる新技術の創出に関する研究開発に関し、国の競争的研究資金等を獲得するために必要な施策を積極的に講ずるとともに、当該資金等を活用した研究開発の成果が本県経済の活性化のために適切に活用されるよう必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第13条 県は、新技術の創出の推進に関する施策の適正な立案及び実施に資するため、関係者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産の創造等)

第14条 県は、本県経済の活力を維持し、その強化を促進するため、知的財産に係る関係機関と連携し、新技術に係る知的財産の創造、活用及び権利の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(優れた研究者等の顕彰)

第15条 県は、新技術の創出に寄与する優れた研究者等を顕彰し、新技術の向上及び普及を支援する措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県立体育館設置および管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 78 号

和歌山県立体育館設置および管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立体育館設置および管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「およびスポーツ」を「、スポーツ」に改める。

第3条を次のように改める。

## （業務）

第 3 条 体育館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 体育場その他の施設及び附属設備の利用に関すること。
- (2) 体育の施設及び設備の調査研究並びにその普及に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

第 4 条中「体育館」を「この条例に定めるもののほか、体育館」に改め、同条を第 16 条とし、第 3 条の次に次の 12 条を加える。

## （施設の管理）

第 4 条 体育館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

## （指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の利用許可に関する業務
- (2) 体育館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 3 条に規定する業務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

## （指定管理者の指定の期間）

第 6 条 指定管理者が指定を受けて体育館の管理を行う期間は、5 年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

## （指定管理者の指定の申請）

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

## （指定管理者の指定）

第 8 条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、体育館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

## （業務報告の聴取等）

第 9 条 教育委員会は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

## （開館時間）

第 10 条 体育館の開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第11条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用の許可）

第12条 体育館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 体育館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、体育館の管理上支障があると認められるとき。

（利用の制限等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、体育館の管理上特に必要があると認められるとき。

（利用料金等）

第14条 利用者は、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 6 体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、第 1 項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、体育館が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第 5 条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

1 体育場

(1) アマチュアスポーツに利用する場合

種 別	午前 9 時から正午までの利用料金	午後 1 時から午後 5 時までの利用料金	午後 5 時 30分から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 5 時までの利用料金	午後 1 時から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 9 時までの利用料金	超過 1 時間当たりの利用料金
入場料無料の場合	7,870円	10,490円	12,400円	18,360円	22,890円	24,610円	2,620円
入場料有料の場合	19,680円	26,230円	30,990円	45,910円	57,220円	76,900円	7,870円

(2) アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合

種 別	午前 9 時から正午までの利用料金	午後 1 時から午後 5 時までの利用料金	午後 5 時 30分から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 5 時までの利用料金	午後 1 時から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 9 時までの利用料金	超過 1 時間当たりの利用料金

入場料無料の場合であって、見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に利用する場合	41,320円	55,090円	65,080円	96,410円	120,170円	161,490円	10,390円
入場料無料の場合であって、見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物以外の催物に利用する場合	27,550円	36,730円	43,380円	64,280円	80,110円	107,660円	7,870円
入場料有料の場合	78,700円	104,930円	123,950円	183,630円	228,880円	307,580円	25,830円

## 2 補助体育場

種 別	午前 9 時から正午までの利用料金	午後 1 時から午後 5 時までの利用料金	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 5 時までの利用料金	午後 1 時から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 9 時までの利用料金	超過 1 時間当たりの利用料金
アマチュアスポーツに	1,570円	2,100円	2,520円	3,670円	4,620円	6,190円	490円

利用する場合							
アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合	5,460円	7,240円	8,920円	12,700円	16,170円	21,630円	1,990円

3 会議室及び控室

種 別	午前 9 時から正午までの利用料金	午後 1 時から午後 5 時までの利用料金	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 5 時までの利用料金	午後 1 時から午後 9 時までの利用料金	午前 9 時から午後 9 時までの利用料金	超過 1 時間当たりの利用料金
会議室	1,360円	1,360円	1,360円	2,730円	2,730円	4,200円	380円
控室	1,570円	1,890円	1,890円	3,460円	3,670円	5,350円	520円

4 附属設備

種 別	単 位	利 用 料 金
ステージ	1 基 1 日	3,250円
ピアノ	1 台 1 日	3,250円
補助いす	1 脚 1 日	20円
拡声器	アンプ	1 基 1 日 1,360円
	マイク	1 本 1 日 320円
リング	一式 1 日	3,250円

## 5 その他の施設

施設の種別に応じ知事が定める。

## 備考

- 1 体育場を利用する場合において、アマチュアスポーツの練習のためその一部を利用するときは、その利用床面積に応じ、この表に定める利用料金の額の 2 分の 1 又は 3 分の 1 の額とする。
- 2 入場料有料の場合とは、入場料若しくは会費（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収し、又は商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合をいうものとする。
- 3 体育場をアマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合であって、入場料有料の場合においては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額に 100 分の 105 を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 入場料を徴収する場合 入場料（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計額の 100 分の 10 の額がこの表に定める利用料金の額に 105 分の 100 を乗じて得た額を超えるときは、その超えた額
  - (2) 会員制度により当該会員のみを入場者とし、会費を徴収する場合 会費の額（消費税及び地方消費税の額を除く。2 以上の区分がある場合には、その平均額）に 10 を乗じて得た額
  - (3) 商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合 1 人が入場できる商品売上価額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に 10 を乗じて得た額
- 4 体育場及び補助体育場を事前準備又は原状回復のために利用する場合（催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。）の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の 2 分の 1 の額とする。
- 5 体育場を利用する場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準照度以上に天井照明を利用するときは、この表に定める利用料金の額に 1 時間当たり 2,250 円（天井照明の 3 分の 2 を利用するときにあつては 1,500 円、天井照明の 3 分の 1 を利用するときにあつては 750 円）を加算する。この場合において、利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。
  - (1) アマチュアスポーツの県大会を超える規模の競技大会に利用する場合 1,500 ルクス
  - (2) アマチュアスポーツの県大会以下の規模の競技大会に利用する場合 500 ルクス
  - (3) (1) 及び (2) の場合以外の場合 200 ルクス
- 6 体育場及び補助体育場をアマチュアスポーツに利用する場合における附属設備の利用料金の額は、次に定めるところによる。
  - (1) リングの利用料金は、徴収しない。
  - (2) リング以外の附属設備の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の 2 分の 1 の額とする。
- 7 小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合における利用料金の額は、この表により算定した利用料金の額の 2 分の 1 の額とする。この場合において、6 (2) の規定は、適用しない。

- 8 体育場、補助体育場、会議室及び控室を利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 9 午後10時から翌日の午前8時までの間に利用する場合の超過1時間当たりの利用料金の額は、この表に定める超過1時間当たりの利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 10 冷暖房装置を利用する場合における会議室の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の120を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 改正後の和歌山県立体育館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

---

和歌山県立武道館設置および管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第79号

和歌山県立武道館設置および管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立武道館設置および管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第3条を次のように改める。

(業務)

第3条 武道館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 武道場その他の施設及び附属設備の利用に関すること。
- (2) 体育の施設及び設備の調査研究並びにその普及に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

第4条中「武道館」を「この条例に定めるもののほか、武道館」に改め、同条を第16条とし、第3条の次に次の12条を加える。

(施設の管理)

第4条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武道館の利用許可に関する業務
- (2) 武道館の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 3 条に規定する業務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第 6 条 指定管理者が指定を受けて武道館の管理を行う期間は、5 年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 8 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、武道館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第 9 条 教育委員会は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第 10 条 武道館の開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 11 条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、武道館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第 12 条 武道館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 武道館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、武道館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、武道館の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者に武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、第 1 項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、武道館が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第 5 条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

- 1 武道場

種 別		利用区分及び利用料金	
体育・スポーツの競技会その他催物に利用する場合		1 時間につき	1,020円
体育・スポーツの練習に利用する場合	団体で利用する場合	一般人又は学生	1 人 1 時間につき 100円
		生徒、児童又は幼児	1 人 1 時間につき 70円
	個人で利用する場合	一般人又は学生	1 人 1 時間につき 110円
		生徒、児童又は幼児	1 人 1 時間につき 80円
期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合	1 か月	一般人又は学生	1 人につき 630円
		生徒、児童又は幼児	1 人につき 510円
	3 か月	一般人又は学生	1 人につき 1,620円
		生徒、児童又は幼児	1 人につき 1,140円

2 附属設備

種 別	単 位	利 用 料 金
補助いす	1 脚 1 日	20円
拡声器	アンプ 1 基 1 日	1,360円
	マイク 1 本 1 日	320円
シャワー	1 人 1 回	60円
扇風機	1 台 1 日	340円

コンセント	1 個 1 時間	20円
-------	----------	-----

## 3 その他の施設

施設の種別に応じ知事が定める。

## 備考

- 「団体」とは、10人以上の団体であって、代表者のあるものをいう。
- 体育・スポーツの競技会その他催物に利用する場合又は体育・スポーツの練習に利用する場合であって、午後9時から翌日の午前9時までの間に利用するときの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 床面積の2分の1を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の3分の2の額とする。
- 武道場をアマチュアスポーツに利用する場合における補助いす、アンプ及びマイクの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 改正後の和歌山県立武道館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第 80 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第12項から第21項までを次のように改める。

12から21まで 削除

別表第2第32項第1号ア中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に改め、同号イ中「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同項第5号ア中「5,800円」を「7,200円」に、「3,500円」を「4,800円」に改め、同号イ中「5,400円」を「6,800円」に、「3,

100円」を「4,400円」に改め、同項中第12号を第18号とし、第11号を第17号とし、第10号を第16号とし、同号の前に次の4号を加える。

(12) 法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査

1件につき 9,600円 (当該申請を行う者が同時に他の法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,900円)

(13) 法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え  
1件につき 1,800円

(14) 法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付  
1件につき 1,900円

(15) 法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催

1件につき 9,700円

別表第2第32項第9号中「7,900円」を「8,900円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「7,900円」を「8,900円」に改め、同号を同項第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習

1件につき 12,300円

別表第2第32項第7号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第4条の3第1項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査  
1件につき 650円

別表第3第3項第4号クを次のように改める。

ク 削除

別表第3第3項第4号に次のように加える。

ソ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第2条第1項の規定により行うことができるとされている同法による改正後の土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査  
1件につき 240,000円

別表第3第13項第4号エ及びオを削り、同項第8号シ中「又は附則第4項」を削り、同号シ(ア)中「0.1ヘクタール未満のときは8,600円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは22,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは43,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは86,000円、1ヘクタール以上」を削り、同号シ(イ)中「0.1ヘクタール未満のときは、13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは30,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは65,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは120,000円、1ヘクタール以上」を削り、同号シ(ウ)中「0.1ヘクタール未満のときは、86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは130,000円、0.

3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは190,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは260,000円、1ヘクタール以上」を削り、同号す中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同号せ中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）及び附則第5項」を削り、同号そ中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同号た及びちを次のように改める。

た及びち 削除

別表第3第13項第8号つ中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同号つ(ア)を削り、同号つ(イ)を同号つ(ア)とし、同号つ(ウ)中「及び(イ)」を削り、同号つ(ウ)を同号つ(イ)とし、同号て中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同号とからねまでを次のように改める。

とからねまで 削除

別表第3第13項第8号の中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2第32項の改正規定 平成21年12月4日
- (2) 別表第3第3項第4号にソを加える改正規定 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日